

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

本市は、本市の業務に関して発生した事故52件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|-----------------------|---|----------|
| 1 | 令和6年3月29日 札幌市北区在住者 | 令和6年1月18日、札幌市北区新琴似1条8丁目において、本市の土木業務用のリース車が、停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの | 419,353円 |
| 2 | 令和6年3月30日 石狩市在住者 | 令和6年2月18日、札幌市北区屯田11条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 9,000円 |
| 3 | 令和6年4月4日 札幌市中央区在住者 | 令和6年1月22日、札幌市中央区南2条西28丁目において、走行中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹からの落雪により損傷したもの | 339,181円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|-----------------------------------|--|----------|
| 4 | 令和6年4月5日 札幌市中央区在住者 | 令和3年11月12日、札幌市中央区北1条西2丁目において、歩道を歩行中の相手方が、駐車場から出ようとした本市の環境業務用のリース車に接触したことにより負傷したものの | 45,090円 |
| 5 | 令和6年4月5日 江別市 有限会社イー・エス・オフィス | 令和6年1月31日、札幌市清田区北野2条1丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの | 38,702円 |
| 6 | 令和6年4月9日 札幌市東区在住者 | 令和6年3月1日、札幌市北区北13条西1丁目付近において、本市の救急車両が、停車中の相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの | 40,073円 |
| 7 | 令和6年4月15日 札幌市白石区在住者 | 令和6年3月30日、札幌市白石区平和通1丁目北において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの | 5,400円 |
| 8 | 令和6年4月16日 札幌市手稲区在住者 | 令和5年10月6日、札幌市東区北22条東21丁目において、市立中等教育学校の敷地内の樹木の枝が風で飛び、駐車中の相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの | 107,305円 |
| 9 | 令和6年4月18日 札幌市白石区在住者 | 令和5年11月27日、札幌市厚別区厚別中央3条2丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、体育館からの落氷により損傷したものの | 35,383円 |
| 10 | 令和6年4月19日 札幌市北区 株式会社天内工業 | 令和6年2月18日、札幌市北区屯田11条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの | 50,600円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|---|---|----------|
| 11 | 令和6年4月22日 札幌市白石区在住者 | 令和6年3月25日、札幌市白石区において、本市の職員が、市税に係る調査業務中に誤って相手方が所有する自動車を損傷したもの | 11,990円 |
| 12 | 令和6年4月23日 札幌市東区 株式会社三和総業 | 令和6年2月2日、札幌市東区北25条東13丁目において、本市の塵芥車 ^{じんがい} が相手方の自動車によってけん引された際に当該自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの（議案第24号と同一の事故） | 98,109円 |
| 13 | 令和6年4月23日 石狩市在住者 | 令和6年2月18日、札幌市北区屯田11条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 18,532円 |
| 14 | 令和6年4月24日 札幌市中央区 チサンマンション 山鼻管理組合 | 令和6年2月1日、札幌市中央区南22条西9丁目において、相手方が管理するマンションの落雪防護網が、本市の塵芥車の接触により損傷したもの | 88,000円 |
| 15 | 令和6年4月25日 札幌市中央区 シンシアライン株式会社 | 令和5年11月1日、札幌市中央区南5条西5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出していた街路灯に接触し、損傷したもの | 133,518円 |
| 16 | 令和6年4月25日 札幌市豊平区在住者 | 令和6年2月27日、札幌市豊平区平岸7条14丁目において、本市の土木業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの | 46,707円 |
| 17 | 令和6年5月8日 札幌市南区在住者 | 令和5年12月1日、札幌市南区において、相手方の住宅の擁壁が、本市の消防車両の接触により損傷したもの（番号18と一連の事故） | 38,500円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|------------------------|---|---------|
| 18 | 令和6年5月8日 札幌市南区在住者 | 令和5年12月1日、札幌市南区において、相手方の住宅の塀が、本市の消防車両の接触により損傷したもの（番号17と一連の事故） | 33,000円 |
| 19 | 令和6年5月10日 札幌市清田区在住者 | 本市の職員が住民票の発行に係る事務処理を誤ったことにより、相手方が法人登記の更正を要したものの | 56,964円 |
| 20 | 令和6年5月12日 札幌市豊平区在住者 | 令和5年10月25日、札幌市白石区南郷通20丁目北において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 5,400円 |
| 21 | 令和6年5月15日 札幌市北区在住者 | 令和6年3月26日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 6,039円 |
| 22 | 令和6年5月16日 札幌市北区在住者 | 令和6年3月31日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 8,464円 |
| 23 | 令和6年5月18日 札幌市南区在住者 | 令和6年3月31日、札幌市南区澄川3条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 2,848円 |
| 24 | 令和6年5月24日 石狩市在住者 | 令和6年3月30日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 31,371円 |
| 25 | 令和6年5月28日 札幌市豊平区在住者 | 令和6年4月1日、札幌市中央区南14条西14丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 7,810円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|---------------------------------------|--|----------|
| 26 | 令和6年6月3日 札幌市北区在住者 | 令和6年3月31日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 12,663円 |
| 27 | 令和6年6月4日 札幌市南区在住者 | 令和6年4月11日、札幌市南区石山1条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 18,876円 |
| 28 | 令和6年6月5日 石狩市 東洋ガラス工業株式会社 | 令和6年4月23日、札幌市北区屯田9条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 5,200円 |
| 29 | 令和6年6月7日 札幌市北区在住者 | 令和6年4月26日、札幌市北区篠路町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 8,254円 |
| 30 | 令和6年6月10日 札幌市東区在住者 | 令和6年5月10日、札幌市東区北15条東17丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って駐車中の相手方の自動車を損傷したもの | 179,000円 |
| 31 | 令和6年6月14日 札幌市北区 株式会社A・Tエンジニアリング | 令和6年4月30日、札幌市北区篠路町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 116,996円 |
| 32 | 令和6年6月18日 札幌市北区在住者 | 令和6年4月9日、札幌市白石区菊水5条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 11,231円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|--|--|----------|
| 33 | 令和6年6月19日 札幌市清田区在住者 | 令和6年5月28日、札幌市清田区清田7条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 61,588円 |
| 34 | 令和6年6月20日 札幌市西区在住者 | 令和6年5月6日、札幌市中央区宮の森1条16丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 10,501円 |
| 35 | 令和6年6月20日 札幌市中央区 東日本電信電話株式会社北海道事業部 | 本市の業務に係る電話料金について支払期限を徒過したことにより、遅延損害金が発生したもの | 6円 |
| 36 | 令和6年6月21日 札幌市白石区在住者 | 令和6年5月26日、札幌市白石区において、相手方の住宅が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの | 78,980円 |
| 37 | 令和6年6月26日 札幌市東区在住者 | 令和6年1月26日、札幌市東区北36条東16丁目において、市立中学校の職員が、体育の授業中に誤って相手方の子を負傷させたもの | 667,000円 |
| 38 | 令和6年6月27日 石狩市在住者 | 令和6年2月18日、札幌市北区屯田11条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 5,280円 |
| 39 | 令和6年6月27日 札幌市南区在住者 | 令和6年4月22日、札幌市北区拓北1条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、橋りょうとの接続部分の段差により損傷したもの | 99,198円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|---|--|----------|
| 40 | 令和6年6月28日 札幌市東区在住者 | 令和6年5月17日、札幌市東区北27条東5丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って駐車中の相手方の自動車を損傷したもの | 9,062円 |
| 41 | 令和6年7月4日 札幌市中央区 一般財団法人札幌市環境事業公社 | 令和6年4月24日、札幌市南区真駒内において、相手方の建物の柱が、本市の塵芥車の接触により損傷したもの | 58,300円 |
| 42 | 令和6年7月4日 札幌市東区在住者 | 令和6年5月21日、札幌市中央区北4条西2丁目において、本市が管理する道路脇に停車しようとした相手方の自動車が、当該道路上の歩道から外れた縁石により損傷したもの | 5,289円 |
| 43 | 令和6年7月6日 札幌市東区在住者 | 令和6年3月7日、札幌市南区澄川5条5丁目において、本市の塵芥車が停車中の相手方の自動車を接触し、当該自動車が損傷したもの | 735,000円 |
| 44 | 令和6年7月8日 札幌市豊平区在住者 | 令和6年4月2日、札幌市厚別区厚別中央3条3丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの | 53,000円 |
| 45 | 令和6年7月10日 札幌市中央区 株式会社イセトー 札幌支店 | 令和6年4月8日、札幌市東区北11条東13丁目において、本市が管理する道路脇に停車しようとした相手方の自動車が、当該道路の縁石から露出した鉄筋により損傷したもの | 13,551円 |
| 46 | 令和6年7月12日 札幌市北区在住者 | 令和6年5月19日、札幌市北区拓北4条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 26,295円 |

| 番号 | 専決処分年月日 相手方 | 事故の概要 | 損害賠償の額 |
|----|-------------------------|--|----------|
| 47 | 令和6年7月16日 札幌市手稲区在住者 | 令和6年4月24日、札幌市北区あいの里1条6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 37,840円 |
| 48 | 令和6年7月23日 札幌市北区在住者 | 令和6年3月26日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの | 69,942円 |
| 49 | 令和6年7月24日 札幌市厚別区内勤務者 | 令和6年2月20日、札幌市厚別区厚別東1条6丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が衝突し、当該自動車が損傷したもの | 679,038円 |
| 50 | 令和6年7月24日 札幌市北区在住者 | 令和6年6月4日、札幌市西区発寒5条7丁目において、本市の業務用のリース車が、停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの | 78,804円 |
| 51 | 令和6年7月26日 札幌市西区在住者 | 令和6年5月20日、札幌市西区山の手4条10丁目において、本市が管理する公園の遊具で遊んでいた相手方が、当該遊具の損耗により負傷したもの | 3,266円 |
| 52 | 令和6年8月5日 網走市在住者 | 令和6年4月28日、札幌市中央区南29条西12丁目において、施設の駐車場から本市が管理する道路に出ようとした相手方の自動車が、道路境界上の段差により損傷したもの | 70,500円 |

2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求事件3件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日 事 件 名 | 相手方 | 和解の概要 |
|----|---|---------------|--|
| 1 | 令和6年7月11日 札幌地方裁判所 令和6年(ワ)第732号 損害賠償請求事件 | 石狩市在住者 | <p>(1) 令和5年11月17日、札幌市北区新琴似7条17丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷した事故について、本市は、相手方に対し、和解金として、50,160円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p> |
| 2 | 令和6年7月18日 札幌地方裁判所 令和5年(ワ)第2041号 損害賠償請求事件 | 札幌市白石区 在住者 | <p>(1) 令和4年3月15日、札幌市南区硬石山において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷した事故について、本市は、相手方に対し、和解金として、85,000円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 番号1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 番号1の(3)に同じ。</p> <p>(4) 番号1の(4)に同じ。</p> |

| 番号 | 専決処分年月日 事 件 名 | 相手方 | 和解の概要 |
|----|---|--------------|---|
| 3 | 令和6年7月24日 札幌地方裁判所 令和5年(ワ)第2739号 損害賠償請求事件 | 札幌市北区在 住者 | <p>(1) 令和5年8月6日、札幌市北区屯田9条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、橋りょうとの接続部分の段差により損傷した事故について、本市は、相手方に対し、和解金として、193,708円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 番号1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 番号1の(3)に同じ。</p> <p>(4) 番号1の(4)に同じ。</p> |